

バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項

目次

【Ⅰ. 定性的な開示事項】

- 第4条第2項第1号（連結の範囲に関する事項）…………… 54
- 第2条第2項第1号、第4条第2項第2号（自己資本調達手段の概要）…………… 54
- 第2条第2項第2号、第4条第2項第3号（銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要）… 54
- 第2条第2項第3号、第4条第2項第4号（信用リスクに関する事項）…………… 54
- 第2条第2項第4号、第4条第2項第5号（信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要）…………… 55
- 第2条第2項第5号、第4条第2項第6号（派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要）…………… 55
- 第2条第2項第6号、第4条第2項第7号（証券化エクスポージャーに関する事項）…………… 55
- 第2条第2項第7号、第4条第2項第8号（マーケット・リスクに関する事項）…………… 55
- 第2条第2項第8号、第4条第2項第9号（オペレーショナル・リスクに関する事項）…………… 55
- 第2条第2項第9号、第4条第2項第10号（銀行勘定における銀行法施行令第4条第4項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要）…………… 56
- 第2条第2項第10号、第4条第2項第11号（銀行勘定における金利リスクに関する事項）…………… 56

【Ⅱ. 定量的な開示事項】

- 第2条第3項第1号、第4条第3項第2号（自己資本の構成に関する事項）…………… 57
- 第2条第3項第2号、第4条第3項第3号（自己資本の充実度に関する事項）…………… 57
- 第2条第3項第3号、第4条第3項第4号（信用リスクに関する事項）…………… 58
- 第2条第3項第4号、第4条第3項第5号（信用リスク削減手法に関する事項）…………… 63
- 第2条第3項第5号、第4条第3項第6号（派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項）…………… 63
- 第2条第3項第6号、第4条第3項第7号（証券化エクスポージャーに関する事項）…………… 64
- 第2条第3項第7号、第4条第3項第8号（マーケット・リスクに関する事項）…………… 65
- 第2条第3項第8号、第4条第3項第9号（銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項）…………… 66
- 第2条第3項第9号、第4条第3項第10号（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額）…………… 66
- 第2条第3項第10号、第4条第3項第11号（銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額）…………… 67

※記載の条文番号は金融庁告示第15号の番号